

令和8年3月31日
デジタル統括本部デジタル・デザイン室

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正に関する
意見公募の実施結果について

横浜市情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則の一部改正について、令和8年1月9日(金)から令和8年2月8日(日)まで意見公募を行ったところ、計1件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見と、本市の考え方について、別紙にまとめましたので、公表いたします。

御意見をお寄せいただきました方々の御協力に厚くお礼申し上げます。

【別紙】

意見の概要	本市の考え方
<p>より行政手続のオンライン化が進むので、この改正に賛成します。</p> <p>ただ、電子署名が必要な「真に必要な場合」について、具体的な事例や判断基準を示してほしいです。そうしないとなんだかんだとやる気のない部署は手をつけないと思うためです。</p> <p>なお、デジタル庁が公表している「処分通知等のデジタル化に係る基本的な考え方」に「書面の処分通知等に公印を押印していた場合であっても」とありますが、書面での公印の必要性も同じように検討してほしい。そうすれば、より早く許認可の処分がもらえenと思います。</p>	<p>ご賛同ありがとうございます。</p> <p>改正後の規則では「真に必要な場合は電子署名が必要」であることを規定しておらず、手続の種類や目的などにより必要性が異なるため、一律の判断基準を設けることは適当でないと考えております。</p> <p>書面での公印の必要性については、所管部署にいただいた意見をお伝えさせていただきます。</p>